

最近の我が国の漁業をめぐる国際環境について

我が国の国民一人当たりの魚介類消費量は、この30年間でほぼ横ばいで推移しているが、中国では5倍、米国では1.4倍、EU15カ国では1.3倍に増加している。特に近年は、SARSや鳥インフルエンザによる食肉不安と健康志向の高まりによって、世界的に食料需要が健康食のイメージのある水産物にシフトしている。更に、世界人口は急激に増加し、2050年には91億人と現在の約1.5倍に達すると見込まれており、世界的な水産物需要の増大に加えて、人口増加により水産物需要は更に高まると考えられる。

一方、国連食糧農業機関（FAO）の報告によると、世界の海洋水産資源の約半分が満限利用の状態で、4分の1が過剰利用・枯渇の状況にあり、世界の海洋資源が今後の水産物需要の増大に持続的に対応することが極めて難しい状況にある。

このような状況から、我が国周辺を含めて世界の漁場において、今後、水産物需要により漁獲圧力が高まることが予想されるが、水産資源管理の観点から、これを抑制するための更なる漁獲規制が強まる潜在的 possibility が常に存在している。

1 まぐろ類等の保存・管理措置の強化

海洋を広く回遊する高度回遊性魚種であるかつお・まぐろ類については、国連海洋法条約を踏まえ、大西洋まぐろ類保存国際委員会をはじめとする5つの地域漁業管理機関において、資源管理が行われている。

資源状況の悪化が懸念されているまぐろ類については、地域漁業管理機関を通じた適切な資源管理を図るため、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定などの取組により漁獲規制が年々強化されているところである。

今後も引き続いて水産資源の適切な保存管理を図る観点から、漁獲規制の強化が課せられる可能性がある。

(例1) 大西洋まぐろ類保存国際委員会による「くろまぐろ（西大西洋）」の漁獲量規制

平成4年：700トン→平成19年：380トン（約46%削減）

(例2) みなみまぐろ保存委員会による「みなみまぐろ」の漁獲量規制

昭和60年：23,150トン→平成19年以降：3,000トン（約87%削減）

(関係する漁業) 遠洋かつお・まぐろ漁業

2 日韓漁業協定・日中漁業協定の枠組みに基づく規制の強化

平成11年1月に発効した日韓漁業協定に基づき、両国の排他的経済水域では、自国の排他的経済水域における海洋生物資源の状態等を考慮し、沿岸国が相手国漁船に対する漁獲割当量や許可隻数枠を決定するとともに、暫定水域においては、旗国主義のもと両国が協議を通じ適切に管理することとされている。

しかしながら、近年、両国の排他的経済水域の海洋生物資源は総じて減少傾向にあり、資源管理のための規制強化が不可避な状況にある。また、暫定水域においては、韓国側は政府間協議に応じず、漁場が韓国漁船によって事実上占拠されていることから、我が国漁船の操業に支障を来すとともに、実効ある資源管理措置が未だに導入されていないことから、海洋生物資源の枯渇が懸念されている。

このような状況により、韓国の排他的経済水域における日本漁船の漁獲割当量及び許可隻数枠は漸次削減されており、来年以降も、その傾向が続く可能性が高い。また、暫定水域における韓国漁船の漁場占拠と資源状態の悪化は来年以降も続くと考えられ、我が国漁業者がおかれている状況はさらに悪化する可能性がある。

また、平成12年6月に発効した日中漁業協定は、①両国の排他的経済水域では、沿岸国が相手国漁船に対する漁獲割当量等を決定する、②東シナ海の一部水域を暫定措置水域とし、日中漁業共同委員会を通じた共同管理を行うこと等を内容としている。

今後、中国の排他的経済水域において中国の決定内容によっては漁獲割当量の大幅な削減を強いられるおそれがある。また、暫定措置水域では、漁業資源が悪化しており、資源管理の強化が必要な状況となっていることから同水域の共同管理についても、今後、漁業資源への圧力の削減が決定されることにより、我が国の漁業に対して新たな規制が強いられる可能性がある。

(関係する漁業) 以西底びき網漁業、沖合底びき網漁業、まき網漁業、東シナ海はえ縄漁業など

3 ロシア連邦政府による規制の強化

ロシア連邦周辺水域においては、日ソ漁業協力協定及び日ソ地先沖合漁業協定に基づき、毎年行われる協議を通じて我が国に漁獲量の割当てが行われている。

ロシアの漁業関係者が他国への漁獲割当てに対する批判を強めていることから、例えば、日ソ地先沖合漁業協定に基づく平成18年の我が国への漁獲割当量は、平成10年に比べて41%減少しており、今後も漁獲割当量が削減される可能性がある。また、プーチン大統領が2007年の年次教書演説において、外国企業への漁獲割当配分の停止の可能性につき言及していることから、我が国への漁獲割当量の確保は予断を許さない状況にある。

(関係する漁業) さんま棒受け網漁業、いか釣り漁業、さけ・ます流し網漁業、沖合底びき網漁業、遠洋底びき網漁業、たら等はえ縄漁業など

最近の漁業交渉のスケジュールについて

19年5月	インド洋まぐろ類委員会(IOTC)年次会合 ・漁獲能力の管理導入(メカジキ、ビンナガ)
6月	全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)年次会合 ・東部太平洋メバチ・キハダ資源管理措置の改定
10月	みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)年次会合 ・ミナミマグロ過剰漁獲(延縄、蓄養)問題、 遵守措置の強化(漁獲証明制度、オブザーバー、VMS等)
	北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく協議 ・日口間の漁業協定に基づき、日本漁船の安定的な入漁の確保
11月	大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)年次会合 ・大西洋クロマグロを対象とする漁獲証明制度の導入、 ビンナガ資源管理措置の改訂等
	日ソ地先沖合漁業協定に基づく協議 ・日口間の漁業協定に基づき、日本漁船の安定的な入漁の確保
12月	日韓漁業共同委員会 ・日韓漁業協定に基づき、双方のEEZ内の漁獲割当等
	日中漁業共同委員会 ・日中漁業協定に基づき、双方のEEZ内の漁獲割当等
	中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)年次会合 ・中西部太平洋メバチ・キハダ資源管理措置の改定、 海鳥及び海亀混獲回避措置の採択、 地域オブザーバー制度の採択等
20年3月	日ソ漁業協力協定(さけ・ます)に基づく協議 ・日口間の漁業協定に基づき、日本漁船の安定的な入漁の確保

主要な国際条約等の概要

国際条約等	条約等の概要	関係漁業
大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約 略称 ICCAT 署名 昭 41.5.14 発効 昭 44.3.21	条約に基づき設置される大西洋まぐろ類保存国際委員会での協議を経て、地中海を含む大西洋におけるかつお・まぐろ類の漁獲量規制等の保存管理措置を決定すること。	まぐろはえ縄漁業
みなみまぐろの保存のための条約 略称 CCSBT 署名 平 5.5.10 発効 平 6.5.20	条約に基づき設置されるみなみまぐろ保存委員会での協議を経て、みなみまぐろの総漁獲可能量及び締約国に対する漁獲割当量等を決定すること。	まぐろはえ縄漁業
全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約（全米熱帯まぐろ類条約） 略称 IATTC 署名 昭 24.5.31 発効 昭 25.3.3 加盟 昭 45.7.1	条約に基づき設置される全米熱帯まぐろ類委員会での協議を経て、東太平洋におけるきはだ・かつおの漁獲規制等、かつお・まぐろ類の保存管理措置を決定すること。	まぐろはえ縄漁業
インド洋まぐろ類委員会設置協定 略称 IOTC 発効 平 8.3.27	インド洋まぐろ類委員会を設置し、インド洋におけるかつお・まぐろ類の保存及び最適利用の促進を図ること。	まぐろはえ縄・まき網漁業
中西部太平洋まぐろ類条約 略称 WCPFC 署名 平 12.9.5 発効 平 16.6.19 加盟 平 17.7.8	条約に基づき設置される中西部太平洋まぐろ類委員会での協議を経て、中西部太平洋におけるかつお・まぐろ類の漁獲規制等の保存管理措置を決定すること。	まぐろはえ縄・まき網漁業